

## 多可町生涯学習まちづくり委員会傍聴要領

令和4年7月22日

告示第 79 号

(趣旨)

第1条 この要領は、多可町生涯学習まちづくり委員会設置要綱（令和4年告示第63号）第6条の規定に基づく委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、先着順に受付において傍聴人受付票にその住所、氏名、年齢を明記し、係員の指示を受けなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 傍聴席が満員となったとき、その他座長が必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴を許されない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険又は委員会の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるほか、座長が傍聴を不相当と認めた者

(傍聴人の禁止事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語雑談又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 携帯電話等の電源を入れた状態で持込み、又は使用すること。
- (5) 傍聴席において写真、映画等を撮影又は録音等を行うこと。
- (6) その他検討委員会の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、座長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(座長の指示)

第7条 前各条のほか、傍聴人は、座長の指示に従わなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。